

序章

1 策定の目的

平成8年に「らい予防法」が廃止され、国の隔離政策は解かれた。これにより、療養所の入所者をはじめ、ハンセン病罹患経験者への各種保障並びに名誉回復の道が開かれた。そして、平成20年6月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立した。その基本理念には、

「患者であった者等の受けた被害の回復」

「差別その他権利利益の侵害の禁止」

「入所者が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができる生活空間の確保」

が示されるとともに、第12条において、

「国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体または地域住民等の利用に供するなど必要な措置を講ずることができる」

ことが位置づけられた。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（抜粋）

（第十二条）

国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、入所者の意見を尊重しなければならない。

名護市の屋我地島に立地する国立療養所沖縄愛楽園（以下、「沖縄愛楽園」という）では、現在入所者の高齢化が進み、入所者が少なくなる中で、新たな入所者に対する保険・医療等のサービス水準の低下等が懸念されている。また、居住施設等が一部で未利用状況となっており、将来的には、その有効利用も課題となる。

名護市では、「国立療養所沖縄愛楽園の将来構想を検討する懇談会」や「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立した背景のもと、平成20年11月に「沖縄愛楽園将来構想策定部会」を設置し、沖縄愛楽園の将来のありかたの検討を重ね、平成21年3月に「国立療養所沖縄愛楽園将来構想」（以下、「将来構想」）を策定した。

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」では、国立療養所の土地等の利用について規定されており、利用に当たり沖縄愛楽園所長は指針を策定する必要がある。指針には、利用する土地等の用途、範囲及び利用期間を定めることとなり、利用者の公募を見据えた具体的な指針となる。

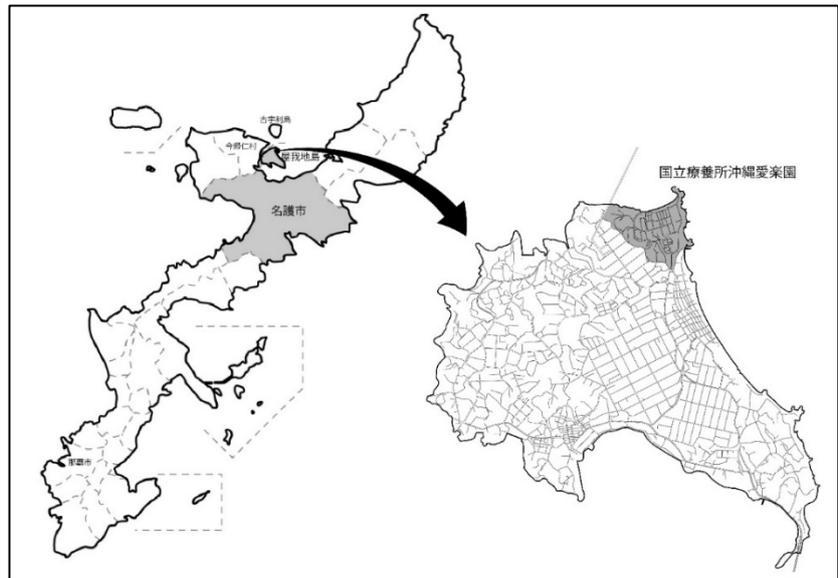
本計画では、沖縄愛楽園の管理者、入所者及び地域住民の意見を取り入れつつ、将来構想を踏まえ、「時とともに地域にとけこみ、人々が癒され、ふれあえる施設としてあり続ける」ため、沖縄愛楽園の土地及び施設等の活用方針を示すことを目的とする。

2 対象地域の設定

沖縄愛楽園は、名護市北部に位置する屋我地島の北側に所在する。北の海岸からは古宇利島、東の海岸からは大宜味村・国頭村を眺めることができる。

屋我地島には饒平名・我部・運天原・済井出・屋我の5つの地区があり、沖縄愛楽園はその内済井出地区に立地している。

図 愛楽園位置図



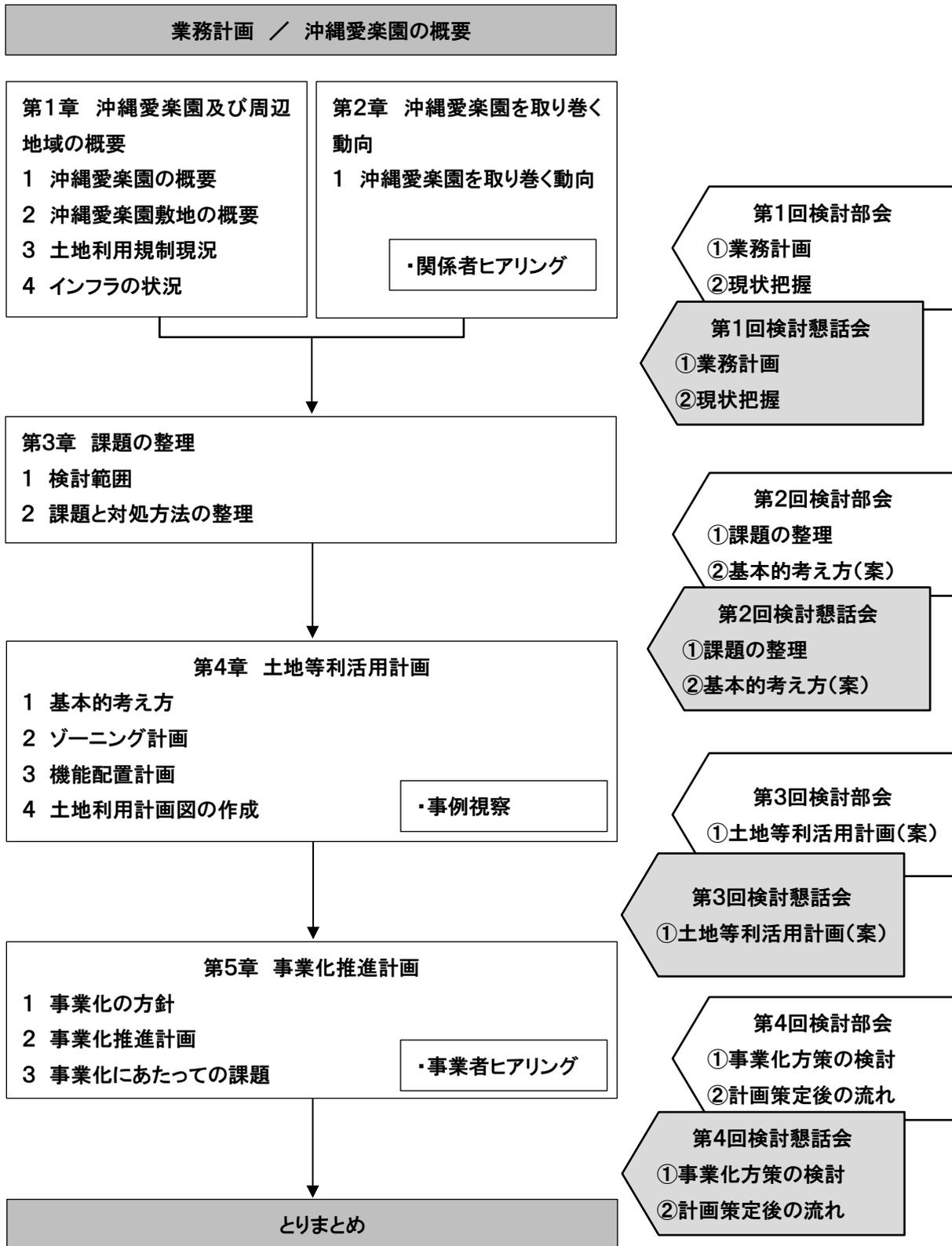
本計画の検討範囲は、沖縄愛楽園の敷地の西側部分（赤枠部分）を中心に、交流会館の活用促進及び敷地内の生活環境保全整備に係る部分とする。

- ①面積：赤枠線部分 約 11.3ha （敷地全体：約 30ha）※赤枠部分は図上計測値である
- ②所有：厚生労働省
- ③標高：最高地点 22.5m



3 策定フロー等

本業務の作業フロー、検討懇話会・検討部会のメンバーは、次の通りである。



■ 国立療養所沖縄愛楽園土地等利活用基本計画策定検討懇話会 名簿

	氏名	所属
委員	野村 謙	沖縄愛楽園 園長
委員	金城 雅春	沖縄愛楽園自治会 会長
委員	大城 將計	饒平名区 区長
委員	眞喜志 克也	我部区 区長
委員	花城 清敏	運天原区 区長
委員	金城 薫	済井出区 区長
委員	宮里 敏雄	屋我区 区長
委員	金城 隆	屋我地地域振興会 会長
委員	大城 凌子	名桜大学 教授
委員	木村 堅一	名桜大学 教授
委員	松田 健司	名護市地域政策部 部長
オブザーバー	野田 裕二	厚生労働省国立ハンセン病療養所管理室 室長

■ 国立療養所沖縄愛楽園土地等利活用基本計画策定検討部会 名簿

職名	氏名	役職
幹事長	松田 健司	地域政策部 部長
副幹事長	野原 健伸	市民福祉部 部長
幹事	上地 健	総務部総務課 課長
幹事	川上 正也	地域政策部企画情報課 課長
幹事	佐久川 純	地域政策部地域力推進課 課長
幹事	宮城 浩二	地域政策部屋我地支所 支所長
幹事	高里 盛克	市民福祉部社会福祉課 課長
幹事	大城 智美	市民福祉部介護長寿課 課長
幹事	仲里 幸一郎	市民福祉部健康増進課 課長
幹事	岸本 啓史	建設部都市計画課 課長